

厚生労働省保険局
局長 樽見 英樹 殿

公益社団法人日本医療社会福祉協会
会長 早坂 由美子

令和 2 年度 診療報酬改定に関わる要望書

公益社団法人日本医療社会福祉協会は保健・医療分野で働く社会福祉士(医療ソーシャルワーカー)の日本最大の団体です。令和 2 年度の診療報酬改定に向け、以下の要望をいたします。

1. 外来における相談・連携について

中央社会保険医療協議会 総会(第 377 回)個別事項(その 7) 105-106 ページ(当協会調査資料)のとおり、外来においては多岐にわたる相談・連携が必要であり、加えて、同(第 414 回)「患者・国民に身近な医療の在り方」(総-6)として、制度利用や外来における在宅療養支援には社会福祉士(医療ソーシャルワーカー)の役割が必要であると認識しております。

(1)外来における相談支援業務の評価や各加算における社会福祉士の配置促進を要望いたします。

2. 在宅療養支援診療所 1 (単独型) への医療ソーシャルワーカーの配置について

在宅医療を担う在宅療養支援診療所に社会福祉士(医療ソーシャルワーカー)の配置が進んでおります。特に看取り等について、十分な実績を有している在宅療養支援診療所 1 (単独型) および(機能強化型)には、医療ソーシャルワーカー(社会福祉士)の配置が必要と認識しております。

在宅療養支援診療所における社会福祉士の配置促進を要望いたします。

(1)在宅療養支援診療所 1 (単独型) および(機能強化型)の施設基準「当該地域において、他の保健医療サービス及び福祉サービスとの連携調整を担当する者と連携していること。」に「当該医療機関においても、社会福祉士のような連携を担当する者を配置するのが望ましい。」との追記を要望いたします。

3. 就労支援について

現在、日本の労働人口の約 3 人に 1 人は何かしらの疾患を抱えながら働いている実態が明らかとなっております。平成 30 年度診療報酬改定にて、産業医が所属する事業場に勤務するがん患者を対象とした「療養・就労両立支援指導致」が新設されましたが、今後さらに労働者の仕事と治療の両立や離職予防・継続就労への重点的な関わりが求められていると認識しております。

(1)産業医の選定義務を有しない 50 人未満の事業場に属する患者への相談・連携業務に対する「療養・就労両立支援料」の創設を要望いたします。

4. 虐待対応チーム創設について

近年、児童虐待の増加に加えて、高齢者虐待についても地域包括支援センター等の地域関係機関より虐待対応についての相談を受け、また外来および入院で虐待を疑うケースへの対応も増加してきています。平成30年度診療報酬改定にて、入退院支援加算における退院困難な要因に「虐待が疑われる」項目が加わり、児童虐待、障がい者虐待、高齢者虐待の発見・初期対応及び予防に関して医療機関院内の専任チームが重点的に関わる必要があると認識しております。

外来、入院において、虐待に関するアセスメントを行い、関係機関との連絡調整を多くの社会福祉士が行っています。

(1)専任の医師、看護師、社会福祉士（医療ソーシャルワーカー）が関わる「虐待対応チーム」体制加算の創設を要望いたします。

5. 周産期領域に関する社会福祉士の関わりについて

身体・精神疾患合併などハイリスク妊産婦が安全に妊娠出産を迎え、育児をしていく過程においては、産後うつや乳幼児への虐待予防は重要課題であり、院内外の多職種多機関で妊娠期からの切れ目のない支援が必要です。又、出生前診断が広まりを見せる中、胎児に疾患が発見された場合、医学的介入と同時に早期から社会的支援を必要としています。社会福祉士（医療ソーシャルワーカー）は妊娠期からの継続的な相談支援を行い、地域関係機関との連携の要として求められております。

(1)妊娠健診の時期から産褥後に至るまで適切な時期に介入するため、総合周産期母子医療センター・地域周産期母子医療センターに社会福祉士の専従配置を要望いたします。

6. 小児領域に関する社会福祉士の関わりについて

小児慢性特定疾病を有する児童や医療的ケア児等は、在宅療養生活や社会生活を送る上では、成長発達に応じた様々な生活課題に直面することが多く、社会福祉士（医療ソーシャルワーカー）の関わりが多くなってきております。

平成30年度診療報酬改定において、「小児科療養指導料」が見直され、小児科医が作成する治療計画に基づき、小児科医以外の医療従事者が指導を行った場合にも算定可能となりました。

(1)在宅医療や療育サービスの導入や保育園・幼稚園・学校など社会生活上の課題については、主治医・患児家族との話し合いの上、社会福祉士が具体的な相談・調整を行っている実態が多いことから、「小児科療養指導料」について、小児科医が作成した治療計画に基づき、社会福祉士が療養環境及び社会生活の体制整備や安定のために面接及び連絡調整を行った場合の支援に対して「生活相談加算」の新設を要望いたします。

以上